川崎市海外ビジネスマッチング支援利用規約

（目的）

第１条　「川崎市海外ビジネスマッチング支援利用規約」（以下「利用規約」という。）は、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）が提供する「川崎市海外ビジネスマッチング支援」（以下「支援」という。）を受けるために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「中小事業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（１）中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する者並びに医療法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人として、別表第１に定める者

（２）前号に掲げる企業者が主たる構成員となっている法律に基づき設立された組合及び団体

２　この要綱において「大企業」とは、前項各号のいずれかに該当する者以外の者であって事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、特定ベンチャーキャピタル、投資事業有限責任組合は除く。

（利用資格）

第３条　支援を受けることができる者は、次の各号すべてに該当するものとする。

（１）川崎市内に事業所を有している中小企業者等

（２）市民税を滞納していない者

（３）次のいずれにも該当しない者

ア　当該企業の発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を、同一の大企業が単独で所有している者、または出資している者

イ　当該企業の発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を、複数の大企業が所有している者

（４）代表者、役員又は株主のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと

（利用申請）

第４条　支援を受けることを希望する者（以下「希望者」という。）は、利用申請書（第１号様式）を産業振興財団に提出するものとする。

２　希望者は、利用申請書を提出する前に、産業振興財団が設置する海外支援コーディネーターによる申請内容の確認を受けるものとする。

３　前項の確認を行った後に市と協議の上、利用を決定するものとする。

（利用の制限）

第５条　同一の者による利用申請は、年度内において１回を上限とする。

２　年度内において予算の範囲を超えた場合は、利用申請の受付を中止するものとする。

（支援の内容）

第６条　支援の内容は、次のとおりとする。なお、この支援に係る業務は、産業振興財団が委託した海外現地のコンサルタント企業（以下「委託業者」という。）が行うことができるものとする。

（１）海外におけるパートナー、取引先等の候補となり得る者のリスト（以下「候補者リスト」という。）を作成する。

（２）候補者リストのうち、申請者が面談を希望する者に対して、日程、面談場所の調整を含めたアポイントメントを取る。

（３）前号でアポイントメントを取った面談に必要となる資料の翻訳、通訳者の手配及び面談場所までの移動車両の手配を行う。

（４）前２号でアポイントメントを取った面談に同行する。

（支援の対象外となるもの）

第７条　前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、支援の対象外とする。

（１）海外における現地の社会通念上アポイントメント取得が困難と思われるもの

（２）具体的な事業活動を伴わない外遊的なもの

（３）違法性が疑われる事業活動及び公序良俗に反する事業活動に関わるもの

（支援の対象国又は地域）

第８条　支援の対象国又は地域は、次のとおりとする。

（１）インドネシア

（２）シンガポール

（３）タイ

（４）台湾

（５）中国

（６）ベトナム

（７）マレーシア

（８）ミャンマー

（費用負担）

第９条　支援に係る経費は原則として委託業者が負担する。ただし、次の経費等については申請者の負担とする。

（１）第６条を超える内容に対する費用

（２）申請者の渡航費

（３）申請者及び面談に同行する委託業者に関する海外における現地での交通費、運転者への報酬を含む車両使用料、宿泊費及びその他滞在に係る費用
（４）面談に必要な通訳者の報酬費
（５）その他、相手方との面談に必要な経費

（免責事項）
第１０条　申請者が支援を受けたことにより発生した申請者の損害及び申請者が第三者に与えた損害について、川崎市、産業振興財団及び委託業者は一切の責任を負わない。
２　面談の相手が、結果として申請者の希望と異なっていたとしても、川崎市、産業振興財団及び委託業者は一切の責任を負わない。

附則
この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第１（第２条第１項第１号関係）

	業種・組織形態	資本金 （資本の額又は出資の総額）	従業員 常勤
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象（個人事業主を含む）	製造業、建設業、運輸業	３億円	300 人
	卸売業	１億円	100 人
	サービス業	5,000 万円	100 人
	小売業	5,000 万円	50 人
	その他の業種（上記以外）	３億円	300 人
組合関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会　等		
その他の法人	医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人 特定非営利活動法人（注）		

注　資本金・従業員規模の一方がその他の業種に記載の数値以下のもの。

第１号様式

利用申請書（川崎市海外ビジネスマッチング支援）

＊利用は年度内に１回までとさせていただいております。

企業名（日本語）			
業種			
海外展開の有無等	□　有　（展開国：　　・展開形態：　　） □　無		
利用希望国・都市名	希望国（　　）　都市（　　）		
利用希望メニュー ※希望事項にチェック （複数選択可）	□候補企業のリストアップ　□候補企業へのｱﾎﾟｲﾝﾄﾒﾝﾄ取得 □面談準備（□資料翻訳（A4 資料２枚）　・□通訳手配　・□車両手配） □面談同行　【通訳・車両は手配のみで実費は含まれません】		
利用希望時期	年　　月頃		
依頼内容の詳細 （目的・求める商談先等）			
今回取扱いたい 商品・サービス等			
川崎海外ビジネス支援センター（KOBS）利用の有無	□　有　（　　年　　月頃） □　無		
住　　所	〒		
担 当 部 課			
電 話 番 号		ＦＡＸ番号	
ご担当者 Email		ご担当者氏名	

※次の全ての項目を満たしている場合はチェックをつけてください。

（１）川崎市内に事業所を有している中小企業者等

（２）市民税を滞納していない。

（３）次のいずれにも該当しない。

ア　当該企業の発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を、同一の大企業が単独で所有している者、または出資している者

イ　当該企業の発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を、複数の大企業が所有している者

（４）代表者、役員又は株主のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと

チェック欄 □